ワンポイント会計基準

vol.331 「金融商品に関する会計基準（案）」の公表についての概要

「金融商品の減損」に関しては、国際的に予想信用損失モデルが導入されています。企業会計基準委員会は、国際的な整合性を図る観点から、会計基準の開発に着手し、これに合わせて、金融商品の分類及び測定に関して、金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行い、検討を重ねていました。このような経緯があり、2025 年 10 月 20 日に企業会計基準委員会から「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表されました。今回は、本公開草案の概要についてご紹介します。

１．予想信用損失モデルの適用範囲（コメントの募集及び本公開草案の概要　別紙２）

（a）金融商品

債権（貸付金代替性私募債については、貸付金に含める。）（建設協力金を含む。敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）、預託保証金であるゴルフ会員権を含まない。）、満期保有目的の債権、金融保証契約、当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約

（b）金融商品以外

契約資産、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分

２．債権の貸借対照表価額（本公開草案４－１－14）

原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とします。ただし、貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とします。

３．予想信用損失について（本公開草案４－１－14　注５－２）

予想信用損失とは、信用損失を確率加重したものをいいます。

この信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと

企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたものをいいます。

４．予想信用損失の算定方法（本公開草案５－１－27 及び 27－２）

期末において、「１．(a)」に列挙した債権等の発生の翌期以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定する必要があります。予想信用損失は、以下を反映する方法により算定します。

（１）一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額

（２）貨幣の時間価値

（３）過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

予想信用損失は、上記の債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に基づき次の方法により算定します。(本公開草案５－１－28)

（１）期末において信用リスクが著しく増大していない債権等については、12 か月の予想信用損失を算定

（２）期末において信用リスクが著しく増大している債権等については、全期間の予想信用損失を算定

以上